



# 国立がん研究センター認定がん専門相談員

## 2027年度募集要項（申請区分：新規・更新）

### 第1版

募集期間：2026年11月4日～11月30日

<発行記録>

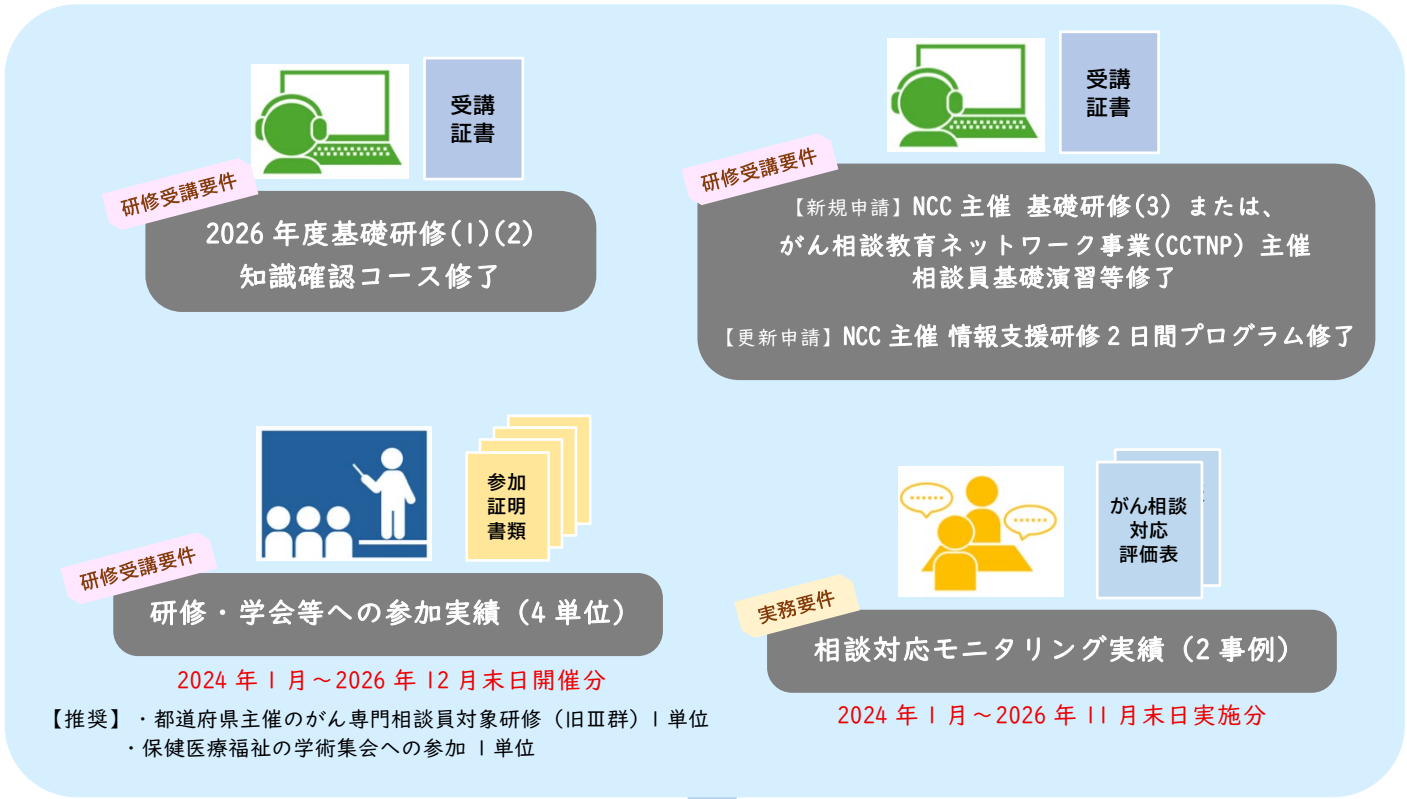
発行	版	内容
2026年4月	第1版	募集要項発行（申請：2026年11月 / 認定開始：2027年4月予定分）

## 目次

1. 本認定事業の背景・目的 .....	2
2. 申請資格 .....	3
3. 研修の受講状況に関する要件 .....	5
4. 実務要件 .....	8
5. 提出書類一覧 .....	10
6. 認定申請受付期間 .....	11
7. 認定申請手続き .....	11
8. 認定申請料および認定登録料 .....	12
9. 認定有効期限 .....	13
10. 認定のスケジュールと更新の流れ .....	13
11. 認定期間中に受けられるサポート .....	14
12. 認定証及び認定バッジの交付 .....	14
13. 認定保有者の所属施設および氏名の公開 .....	14
14. 認定の停止・取消 .....	14
がん相談対応評価表 .....	15

### ■ 申請の主な流れ

※NCC = 国立がん研究センター



NCC 教育研修管理システム <https://learning.ganjoho.jp/rpv/> より、「認定がん専門相談員認定申請用コース」より申込み手続き・認定申請料支払い → 認定審査へ

### ■ 認定後のサポート



## 1. 本認定事業の背景・目的

### 1.1 本認定事業の背景・目的

「がん対策基本法（平成18年法律第98号）」において「がん医療に関する情報提供」「患者・家族に対する相談支援」の必要性が示されて以降、その体制整備が進められてきた。本認定事業は、がん相談の質の維持・向上に継続的に取り組むがん専門相談員およびがん相談支援センターを認定することにより、がん患者、家族、市民が、がんになっても安心して利用できる情報提供・相談支援体制を整備することを目的とする。

近年、がん医療における技術開発は目覚ましく、治療の選択肢が増加するとともに、患者の意向を十分に反映した治療方針の決定（shared decision making：SDM）の重要性が高まっている。そのため、患者、家族等には、正確な情報を得てそれを理解し、治療中および治療後の生活の維持も考慮しながら意思決定することが求められるが、情報を取り巻く環境が大きく変化する現代においてそのような意思決定を行うことは必ずしも容易でない。

### 1.2 がん専門相談員の役割・専門性と認定がん専門相談員

がん専門相談員は傾聴、共感、受容による心理的サポートを基盤として問題・課題を整理するためにアセスメントを繰り返す。相談者の主訴だけでなく潜在するニーズを共有し、必要な情報を提供して理解を促進するとともに、相談者自ら今後の方向性を見出し、主体的に行動できるよう支援することを役割とする。そのためには、正確で科学的根拠に基づく情報提供が重要であり、がん専門相談員の専門性は「情報支援」と位置づけ、ヘルスリテラシーに応じた情報提供と意思決定支援を推進しているところである。

国立がん研究センター（以下「NCC」という。）は、「がん診療連携拠点病院等の整備指針」に定められた要件を満たすことに加え、上述のがん専門相談員の役割・専門性の理解を深め、国際がん情報サービスグループ（ICISG）が示す“Core Values”をはじめとした基本姿勢の遵守、相談対応に必要な知識・情報の継続的な更新、相談対応の評価と改善活動等、自己研鑽に努める相談員を「国立がん研究センター認定がん専門相談員（以下「認定相談員」という。）」として認定する。

### 1.3 認定がん専門相談員への期待

NCCでは、すべての認定相談員ががん相談支援に必要な能力をバランスよく養い、向上することができるよう、最新のがん対策の動向や科学的根拠に基づくがん治療、コミュニケーションスキル等を学ぶEラーニング、スキルアップ研修を提供し、認定後の継続的な学習を奨励する。

認定相談員をめざす皆様には、かけがえのない一人ひとりのがん患者、家族等と真摯に向き合う中で人間の普遍性ならびに複雑性や多様性について学び、豊かな感受性と人間性を育てていただきたい。また、がん相談の専門性を自己の中で形成するとともに多職種と有機的に連携、協働して、がん相談を担う専門職として生涯発展されることを願う。認定相談員が全国各地で活躍し、がん患者、家族、市民ががんになっても安心して暮らせる社会の構築をともに担っていただけることを期待する。

#### 情報支援とは ～がん専門相談員の専門性は「情報支援」～

「情報支援」とは、傾聴や共感を含む心理的サポートを基盤に、相談者の真のニーズを共有して、ヘルスリテラシー\*に応じて信頼できる情報を提供し、さらに対話を重ね、相談者主体の意思決定ができるよう支援することと定義する。

※ ヘルスリテラシーとは、健康情報を入手、理解、評価し意思決定するための知識、意欲、能力のこと。

認定申請にあたっては、**2.申請資格**、**3.研修の受講状況に関する要件**、**4.実務要件**を満たしていることを確認し、必要書類を準備したうえで申請手続きを行うこと

## 2. 申請資格

### 2.1 医療・福祉・心理に関する資格（看護師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等）を有し、がん相談支援業務に従事している

相談援助を主たる業務とする医療・福祉・心理に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる（必要に応じて、相談対応を引き継ぐ・交代することができるよう、有資格者が相談部門内に常駐）体制にあること。

#### ※ 更新申請時特例

以下の場合、業務従事状況に関する申請資格を満たすものとする。

「認定がん専門相談員」の認定を取得した後、がん相談支援業務の現任者ではなくなったが、がん患者を支援する機会を持ち続けている場合

### 2.2 所属長の推薦書を提出できる

### 2.3 “Core Values”や、“がん相談の10の原則”<sup>※1</sup>等の基本姿勢を遵守している

※1 国際がん情報サービスグループ（ICISG）が示す“Core Values”の和訳は、がん専門相談員のための学習の手引き（第4版）のp40～41、“がん相談の10の原則”はp55～59を参照

### 2.4 科学的根拠と実践に基づく信頼できる情報を提供し、その人らしい生活や治療選択を支援している

### 2.5 がんに関する情報の提供や知識の習得に努めている

① がんの予防やがん検診に関する情報の提供

② がんの治療に関する一般的な情報の提供

がんの病態や標準治療、自施設で対応可能ながん種や治療法、連携する医療機関  
アスベストによる肺がん及び中皮腫、HTLV-1関連疾患であるATL  
セカンドオピニオンが可能な医師や医療機関の紹介  
高齢者のがん治療、患者の治療や意思決定

③ がんとの共生に関する情報の提供・相談支援

がん患者の療養生活、経済的支援、  
就労（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携）  
小児がんの長期フォローアップ、アピアランスケアに関する相談

④ その他

がん医療の地域連携協力体制事例の情報収集・提供  
患者会等と共同運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催  
相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組

## 2.6 以下の項目について自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介している

- ① がんゲノム医療に関する相談
- ② 希少がんに関する相談
- ③ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
- ④ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談
- ⑤ 障害のある患者への支援に関する相談  
(令和4年9月22日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡  
「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ & Aについて」P2-3より引用)

## 2.7 がん対策に反する治療や活動\*を推奨しない

※ 「がん対策に反する治療や活動」とは、科学的根拠が明らかではない医療（治験を含めた臨床試験、先進医療の枠組みで実施されるものは除く）の推奨等を指す。

## 2.8 最新の「がん診療連携拠点病院等の整備について」\*が示す連携協力体制構築に参画している

※ 2026年3月現在の最新の「がん診療連携拠点病院等の整備について」は、健発0801第16号 一部改正令和7年8月29日厚生労働省健康局長通知を参照のこと。

以下、連携協力体制への取り組みの例示である。

- ア 都道府県がん診療連携協議会やその下部組織（相談支援部会等）への参画
- イ 患者同士が交流できる場づくり、患者団体との連携体制構築
- ウ がん相談支援センターの周知
- エ 利用者からフィードバックを得る体制の整備、フィードバック内容の県内共有
- オ がん教育

### 3. 研修の受講状況に関する要件

#### 3.1 2026年度 基礎研修(1)(2)知識確認コースを修了している

「認定がん専門相談員」としての質の担保を目的とした、全てのテストの合格を修了条件とするEラーニングのコースのみ適用する。下記の研修は認められないため留意すること。

- ・ 2012年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」「基礎研修(2)」
- ・ 2015年度以降の「基礎研修(1)(2)研修修了(テストなし)コース」

なお、急病や介護、出産等のやむを得ない事情がある場合は、直近3年以内に開講された「基礎研修(1)(2)知識確認コース」の修了ならびに教育研修管理システム上での理由登録でも可とする。ただし、業務多忙や予算不足といった理由は控えること。

認定申請に必要な証明書類：上記コースの受講証書

#### 3.2.1 新規申請の場合：NCC主催 基礎研修(3)または、 がん相談教育ネットワーク事業(CCTNP)相談員基礎演習等を修了している

研修名	開催年度	2026年度開催予定
NCC主催 基礎研修(3)	いずれの年度でも可	第1回：8/31～9/1 第2回：9/2～9/3 第3回：9/4～9/5
がん相談教育ネットワーク事業(CCTNP) 相談員基礎演習 がん相談支援センター相談員基礎研修(3)	いずれの年度でも可	9/12～13

#### 3.2.2 更新申請の場合：下表のNCC主催 情報支援研修2日間プログラムを修了している

研修名	開催年度	2026年度開催予定
相談員指導者研修(後期日程)	2019年度以降いずれの年度でも可	10/6～7
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報から始まるがん相談支援～	2017年度以降いずれの年度でも可	10/1～2
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報支援・相談対応モニタリング研修～	2019～2022年度開催分のみ	なし
厚労科研高山班主催 情報から始まるがん相談支援研修	2021年度開催分のみ	なし

※いずれの年度の研修でも申請は可だが、更新に合わせ繰り返しの受講を推奨する。

認定申請に必要な証明書類：上記研修の修了証書

※講師協力の場合、主催者から交付される依頼状

※ 下記の研修は、研修日数が異なるため、受講要件を満たす研修として認められない。

- ・ 2016年度開催の「指導者等スキルアップ研修～情報から始まるがん相談支援～」
- ・ 地域開催の「情報支援研修半日プログラム」

### 3.3 研修・学会等への参加実績（4単位）を履修している

がん相談に必要な知識、技術の習得に資する2時間以上の研修ならびに学術集会に参加し、4種（4単位）の参加証明書を提出すること。

#### 3.3.1 「研修・学会等の参加実績」の条件

内容	がん相談に必要な知識、技術の習得に資する <b>研修や学術集会</b>
研修開催日	<b>2024年1月～2026年12月末日</b> （認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年間に開催された研修や学術集会）
実質受講時間数	1単位＝前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が <b>2時間以上の研修や学術集会 ※合計4単位分の実績が必要</b> ・ 4単位中1単位は都道府県主催のがん専門相談員を対象とした研修（旧Ⅲ群）、1単位は保健医療福祉の学術集会への参加が望ましい。 ・ 研修日程が複数日の場合でも、同一研修や学術集会であれば1単位となる。
参加証明	<b>参加証明書類（「参加証」「受講証」「修了証」「依頼状」等）が発行される研修や学術集会とし、参加証明のみ提出すること。レポートの提出は不要。</b> ※ 研修や学会に講師や研究発表の筆頭者として参加した場合、依頼状、研修資料、自身が筆頭者の研究発表の抄録等を参加証明書類とすることができる。
※ 開催形式としては、集合形式・オンライン形式、講義・演習等のほか、Eラーニングによる学習等も参加実績の対象となる。なお、会議は対象とならない。 ※ 要件3.1 <b>基礎研修(1)(2)</b> は、 <b>研修・学会等の参加実績として登録することはできない。</b> ※ 要件3.2 <b>NCC主催 基礎研修(3)およびがん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）相談員基礎演習の初回受講分は、研修参加実績として登録することはできない。</b> 直近3年間に複数回受講した場合や、講師・ファシリテーターで参加した場合には、参加実績として登録できる。	

（参考）「研修・学会等の参加実績」となる研修等の例	
<b>A 都道府県の相談支援部会等が主催する相談員研修（旧Ⅲ群）</b>	例）・がん対策研究所 ・都道府県がん診療連携拠点病院、・都道府県およびそれに準ずる機関（地域統括相談支援センター等） ・都道府県がん診療連携協議会およびそれに準ずる機関（相談支援に関する部会等） ・小児がん拠点病院のいずれかが主催した研修 など
<b>B がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体による研修、学術集会</b>	例）・社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など ・日本医療ソーシャルワーカー協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など
<b>C がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会</b>	例）・日本がん相談研究会 ・日本カウンセリング学会 ・日本緩和医療学会 ・日本医療社会事業学会 ・日本がん看護学会 ・日本心理臨床学会 ・日本保健医療社会福祉学会 ・日本癌治療学会 ・日本在宅ケア学会 など
<b>D 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修</b>	例）緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会 など
<b>E 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修</b>	例）都道府県、自治体、国の機関（国立保健医療科学院など）、各種団体・法人、医療機関などによる研修など
<b>F その他 A～E に該当しない教育研修</b>	例）個人による海外医療機関などでの研修、論文投稿（筆頭者のみ）など

### 3.3.2 特別な「研修・学会等の参加実績」の単位数（NCC 主催研修等）

NCC 主催およびがん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）による研修のうち、複数日にわたる場合の単位数を以下に特別に認める。

参加の立場	研修名	日数	単位数
受講者	基礎研修（3）	2日	2
	CCTNP 基礎演習・基礎研修（3）	2日	2
	指導者研修	4日	4
	スキルアップ研修（情報支援）	2日	2
チーフ および ファシリテーター	基礎研修（3）	2日	2
	指導者研修 前期日程 ※ 2024-2025年度	1日	2
	※ 2026年度以降	1日	1
	指導者研修 後期日程	2日	2
	スキルアップ研修（情報支援）	2日	2

### 3.3.3 「研修・学会等の参加実績」の提出書類の詳細

<p><b>認定申請に必要な参加証明書類：</b></p> <p><b>2024年1月～2026年12月末日</b>（認定申請を行う年から遡って過去3年間）に開催された<b>規定単位数（4単位）分の参加証明書類。</b></p> <p>※ 研修プログラムの提出は不要。またレポート審査（旧IV群レポート審査）は2025年度募集より中止。                  ※ 2026年12月開催分の参加証明書は、申請時にその旨を申告し、かつ12月末日までに提出できること。                  追加提出分については、メール添付にて事務局へ提出すること。</p>	
<p>受講者として 研修等に参加した場合</p>	<p>主催者が交付した<b>参加証明書類</b>（参加証、受講証、修了証、依頼状等）。</p> <p>※ 「<b>本人氏名・主催者名・研修名・開催日程</b>」が記載された<b>証明書類</b>を提出すること。特に、<b>本人氏名が確認できないものは証明書類として認められない</b>ので注意すること。</p> <p>※ 一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には可とする。</p>
<p>講師やファシリテーターとして研修等に参加した場合</p>	<p>主催者が交付した依頼状等</p>
<p>研究発表の筆頭者として学会等に参加した場合</p>	<p>自身が筆頭者となっている研究発表の抄録等</p>

## 4. 実務要件

### 相談対応モニタリング実績（2 事例）

録音した自己の相談対応をモニタリング評価し、相談対応モニタリング実績として、Excel「[がん相談対応評価表（以下、「評価表」）](#)」を2事例分提出する。

#### 自己の相談対応の録音について

- ・ 相談者に録音の目的と利用範囲等を説明し、同意を得て録音すること
- ・ 録音機能のある電話、骨伝導を利用した IC レコーダー等で録音できると便利
- ・ 録音に関する説明文書を作成し、面談を録音することも推奨
- ・ 録音したデータは使用後に消去する等、適切に処理すること
- ・ 実際の相談の録音が難しい場合、他のスタッフ（施設外でも可）の協力を得て模擬相談・ロールプレイの録音も推奨

#### 4.1 「相談対応モニタリング実績（2 事例）」の条件

- 1) 2 事例中 **1 事例は科学的根拠のある医療情報を提供した事例とする（必須）。**  
「がん情報サービス」「診療ガイドライン」「患者向けガイドライン」
- 2) 録音データをもとに逐語録を作成することが望ましい\*。
- 3) 録音データ音声・逐語録・評価表を使って自己評価し、さらに部門内の複数名の他者とともに評価することが望ましい\*。

※1 2026 年度は逐語録の作成及び他者評価は必須ではないが、2027 年度申請以降はこれらが実現できるよう、事務局としてサポート体制を提供予定。

- 4) 相談対応モニタリングは、評価表の使い方を学ぶ学習や研修を受講してから取り組むこと。

(参考) 評価表の使い方を学ぶことができる学習・研修	
自己学習	がん専門相談員のための学習の手引き第4版「がん相談の質の管理」(P296-309)
	基礎研修(1)(2) (E ラーニング) 「相談対応の質の評価」講義
研修	がん相談教育ネットワーク事業 (CCTNP) 相談対応の質保証 (QA) 研修 <b>【推奨】</b>
	各都道府県相談支援部会等開催の「相談対応の質保証 (QA) を学ぶ」研修 <b>【推奨】</b>

- 5) 「認定がん相談支援センター」として「コールモニタリング」を自身が対応した場合は、当該相談を「相談対応モニタリング実績」とすることができる。
- 6) 相談対応に悩んだ、課題が残った事例を丁寧に評価、改善策を検討した事例が望ましい。

## 4.2 提出書類

認定申請に必要な証明書類：

2024年1月～2026年11月（認定申請を行う年から遡って過去3年間）までに実施した、  
2事例分の相談対応モニタリングの記録（記載済みのがん相談対応評価表）

### ■注意事項

- 1) 評価表は手書き不可。Excelに直接入力したものを提出すること。  
Excelのシート名を、「事例1」「事例2」とすること。  
Excelのファイル名は、申請者氏名\_施設名とすること（例：国立太郎\_国立がんセンター）
- 2) 評価対象事例として、患者や家族から実際に受けた相談を利用する場合は、評価表に個人を識別できる情報が含まれていないことを十分に確認すること。
- 3) 「Ⅲ.相談の総合評価」まですべての項目に漏れなく記載すること。  
相談対応の改善につながるような改善策（改善すべき点がない場合は、良かった点・継続していくとよい点）をすべての項目で具体的に記載すること。  
なお、評価表の記載にあたり、参考例（別途WEB上に公開）を参照すること。
- 4) 他者評価を受けた場合でも、自己評価を含め申請者自身がすべて記載し、提出すること。
- 5) 具体的な改善策が不足している、良かった点が記述されていない等、審査において判断された場合には、評価表の再提出を求める場合がある。

## 5. 提出書類一覧

※ 提出方法は、[7. 認定申請手続き](#)を参照。

No. 提出形式	書類の名称	備 考
申請資格 2.2 PDF ファイル	現任証明 および推薦書	<p>※ 所属長（推薦者）印を押印済みの書類を、PDF ファイル化して提出する</p> <p>※ 原本は申請者側で保管すること</p> <p> : 所定の申請様式あり</p>
研修の受講状況に関する要件	3.1 PDF ファイル	<p><b>2026年度 基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書</b></p> <p>※ やむを得ない事情がある場合、 2025年度または2024年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書</p>
	3.2.1	<p>新規申請</p> <p>NCC主催 基礎研修（3）またはがん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）相談員基礎演習については、修了証書の提出は不要</p>
	3.2.2 PDF ファイル	<p>更新申請</p> <p>NCC主催 情報支援研修2日間プログラムの修了証書</p>
	3.3 PDF ファイル	<p>研修・学会等 参加実績の 証明書類 (4単位分)</p> <p><b>2024年1月～2026年12月末日</b> に開催された、 (認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年間) <b>4単位分の研修・学会の参加証明書類</b></p> <p>※ 12月以降に参加証明書類を入手する場合は、申請時に申告の上、12月未までに事務局へメールで提出すること。</p>
実務要件 4. Excel ファイル	<p>がん相談対応 評価表 (2事例分)</p>	<p><b>2024年1月～2026年11月末日</b> までに実施した、 (認定申請を行う年の11月から遡って過去3年間) <b>2事例分のがん相談対応評価表</b></p> <p>※ 逐語録の提出は不要。</p> <p> : 所定の申請様式あり</p>

- ・すべての提出ファイル名は、ログイン ID\_氏名\_ファイル名称 とすること。
- ・すべての提出ファイルを1つのZipファイルにまとめてからアップロードすること。

## 6. 認定申請受付期間

- ※ 受付開始：2026年11月4日（水）
- 受付締切：2026年11月30日（月）

## 7. 認定申請手続き

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

- 1) 国立がん研究センター教育研修管理システム <https://learning.ganjoho.jp/rpv/> にて、「認定がん専門相談員認定申請用コース」に申し込み、認定申請料の支払い手続きを行う。
- 2) 支払い終了後、認定申請用コースに設けられている各項目（基本情報登録、申請資格・研修の受講に関する要件等）の設問に回答する。
- 3) すべての提出ファイルを 1つの Zip ファイルにまとめ、申込フォームよりアップロードする。  
なお、すべての提出ファイルに、ログイン ID\_氏名\_ファイル名称を入力すること。  
例：CS09123456\_国立花子\_推薦書  
NC10123456\_国立太郎\_参加実績 1-4  
NE51234567\_国立次郎\_qa\_hyouka\_2026  
CS10123456\_国立幸子\_Zip

※ 審査対象外の書類はアップロードしないこと。

### ■ 認定申請手続き完了後の流れ

提出書類をもとに専門委員会（2027年2月上旬を予定）で審査が行われ、2月中旬～3月を目途に審査結果がメールで配信される。認定可の場合、認定登録料の払込確認をもって正式な認定となり、認定証が送付される。（新規申請の方には認定バッジも送付）

## 8. 認定申請料および認定登録料

認定申請する者は、教育研修管理システム上の認定申請用コースに申し込む段階で、認定申請料の払込手続きを行うこと。

認定審査の結果、認定を受けた者は、別途案内される認定登録料の払込手続きを行うこと。払込が確認されたことをもって認定とし、2027年度から2029年度までの計3年分は、「基礎研修(1)(2)知識確認コース」の申込手続きと受講料支払い手続きが不要となる。

なお、上記費用は認定登録料として受領するため、個別の要望（例：1年後に退職するので認定登録料の支払いを無しにしてほしい等）には対応しない。

### 9.1 金額（税抜き）

認定申請料：税込 5,500 円（5,000 円＋税率 10%）

認定登録料：税込 16,500 円（15,000 円＋税率 10%）

### 9.2 払込手続きに関する注意事項

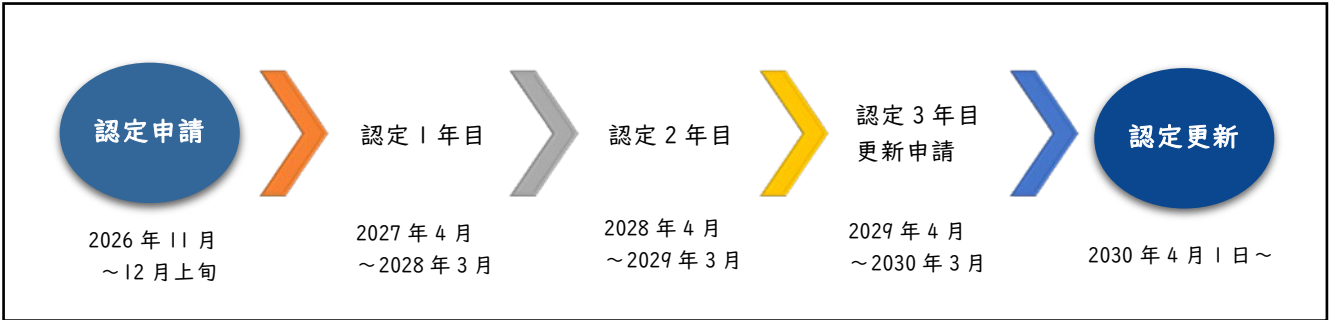
- 1) 「クレジットカード払い」と「銀行振込（バーチャル口座への振り込み）」いずれかの支払方法を選択可能。一度、支払方法を選択した後は変更ができないため、必要に応じて所属施設に確認し、支払方法を選択すること。
- 2) 「クレジットカード払い」の場合、請求書は発行されないため、請求書の発行を希望する場合は、「銀行振込（バーチャル口座）」を選択すること。領収書の発行はいずれの支払方法でも可能。
- 3) 「銀行振込（バーチャル口座）」を選択した場合、請求書が発行される。請求書に記載の振込先は各申請者のログイン ID と紐づいており、振込先は申請者ごとに異なる。施設ごとでの振り込みには対応できず、振り込みをされても詳細の確認ができないため、必ず指定された方法で振り込みを行うこと。また、振り込み完了後は、請求書のダウンロードができなくなるため、必要な場合は事前に印刷・保存すること。
- 4) 請求書・領収書の宛名は申請者個人名で印字する。これ以外の施設名宛等には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 5) 認定申請料の入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたものと見なす。また、認定審査にかかる事務局業務が発生して以降の認定申請料の返金はいかなる理由があっても行わない。
- 6) 認定審査の結果、「認定がん専門相談員」として認定された者には、認定審査結果通知と併せて認定登録料の請求について案内する。  
認定登録料の入金が確認できた段階で、正式に「認定がん専門相談員」として認定されたものとみなす。指定の期日までに手続きが完了しない場合、認定を辞退したものとみなす。また、認定登録料の返金はいかなる理由があっても行わない。

## 9. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年間（2027年4月～2030年3月）とする。

## 10. 認定のスケジュールと更新の流れ

申請から認定期間（3年）と更新に向けた流れを以下に示す。



### ■主なスケジュール

認定申請 2026～2027年	認定1年目 2027年度	認定3年目 2029年度	認定更新 2030年度
2026年11月 認定申請 認定申請料の支払い	4月1日 認定開始	4月～11月 2029年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講 (必須)	4月1日 認定開始 (認定更新された場合)
2026年12月～翌年1月 書類審査	4月～11月 2027年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講(推奨)	11月 認定更新申請受付	参照： ■更新について
2027年2月～3月 認定審査結果通知 認定登録料の案内受理	認定2年目 2028年度	2029年3月31日 認定終了	
3月末まで 認定登録料の支払い 認定証受理	4月～11月 2028年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講(推奨)		

### ■更新について

認定後に、再認定を希望する者は、2030年度の募集要項を確認の上、2029年度（認定の有効期限を迎える年度）の認定申請受付期間中に必要な教育研修の受講・単位取得を行い、認定申請（申請区分：更新）を行うこと。

継続的な学習にあたっては「[11. 認定期間中に受けられるサポート](#)」を活用のこと。

## 11. 認定期間中に受けられるサポート

- ・ 基礎研修(1)(2)知識確認コース 3 年間受講権利資格  
(申込手続きと受講料支払い手続き不要)
- ・ スキルアップ研修 (NCC 主催 情報支援研修 2 日間プログラム) の優先的受講
- ・ がん情報サービスサポートセンター研修の受講
- ・ 新発売のガイドライン情報と更新ポイントの情報提供
- ・ 認定がん専門相談員 LINE オープンチャットで相談員同士の交流、情報交換

## 12. 認定証及び認定バッジの交付

認定者には、認定証と認定バッジを交付する。

なお、認定証・認定バッジの紛失、破損等に伴う再交付は有料 (送料込み 1,100 円) とする。

## 13. 認定保有者の所属施設および氏名の公開

がん患者、家族、一般市民へのがん相談対応に資すること、並びに相談対応の質向上に向けて継続的な学習・自己研鑽に努めている相談員やそのための組織体制を整えている施設に対する認知・評価向上を図るため、認定保有者の所属施設および氏名を国立がん研究センター公式ウェブサイト上で公開する。

## 14. 認定の停止・取消

認定 3 年目に更新申請を行わず、認定有効期限を迎えた場合、その後は「認定がん専門相談員」の名称を用いないこと。

単位数不足等の理由により、認定 3 年目に更新申請を行うことができなかった場合も、同様の対応とする。(翌年度以降の募集要項で求められている更新申請に必要な教育研修を満了し、更新申請を行い認定された場合は、再度認定証を発行する)

また、認定後、「認定がん専門相談員」の申請資格および研修の受講に関する要件、実務要件を満たしていない等、「認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合や、推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、がん相談支援推進専門家パネルでの協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

なお、認定保有者の所属施設のホームページ等において、認定保有者個人の有する資格(相談員研修受講歴や認定がん専門相談員認定取得状況等)に関する情報を、がん対策基本法の理念に反する治療や活動を推進する目的で利用していると捉えられる記載が確認された場合には、当該施設に対し警告を行い、記載の削除を要請する。要請に応じない場合には、経緯と共に当該施設の施設名を公表する場合がある。

## がん相談対応評価表

※こちらは見本です。提出の際は、原本をダウンロードしてご利用ください。

国立がん研究センターがん対策研究所「がん相談対応評価表」(2026年改訂) A4サイズ

相談員名				相談日	年	月	日
評価者名				評価日	年	月	日
相談時間	分	秒	逐語録		録音の有無		相談の形態
相談の概要 <small>患者との関係、がん種、治療状況、院内相談か院外相談かも記入</small>							
事例提供者が検討したいこと							
評価者が感じた相談の印象							

1. 相談員の対応	点数	評価と根拠を明記 <small>逐語録の番号とともに、良かった対応や代替案、改善案を具体的に挙げる</small>
1) がん相談支援センター（以下、センター）の方針を遵守しているか <small>方針を守っている=1、方針を守っていない=0、非該当の場合には/（スラッシュ）</small>		
1. センター内で承認された情報を正確に提供している <small>科学的根拠のある情報（診療ガイドライン、がん情報サービス、PDQ等）や、センター内で保有している情報（患者会、地域の社会資源等）</small>		
2. （ある程度まとまった）情報を伝えるときに、免責事項および出典を伝えている <small>免責事項の例：提供する情報は医学一般的な情報であり、主治医に代わる医学的判断はできないこと、医学的判断が必要な場合には主治医に確認すること。出典の例：「〇〇年発行、〇〇学会編集、〇〇ガイドラインによると…」など</small>		
3. 医師が行うような診断や、特定の治療を勧めるようなことをしていない		
4. 主治医と患者・家族、医療機関との関係を妨げるような発言や行動をしていない		
5. 相談員の個人的な立場、好み、信条、意見を伝えていない		
6. 相談者の個人情報などを不適切に扱ったり、不必要に聞いたりしていない		
7. 相談員の個人情報を伝えていない		
8. 次回の電話を促すような言葉かけをおこなっている		
【特記事項】 相談環境（例：周囲の雑音、ネット環境、ガイドライン整備状況）の改善点など。相談者の環境で気になることもあれば		

<p><b>2) 相談者の発言をアセスメントし、ニーズを捉え、ニーズに沿った適切な情報支援を行っているか</b></p>		
<p style="text-align: center;">*複数のトピックがあり評価がわかれるときには平均をとる *2以下は改善案を具体的にあげる できている(改善する箇所がない)=3、概ねできているが改善できる箇所がある=2、あまりできていない=1、できていない=0、非該当=/ (スラッシュ)</p>		
<p><b>相談者の体験や感情の表現を促進しているか (コミュニケーションが成り立っているかを評価する)</b></p>		
<p><b>9. 相談者が話しやすいと思えるような話し方をしているか</b></p> <p>声のトーン、高さ、速さ、適切な相槌、適切な話尾、適切な言葉遣いなど</p>		
<p><b>10. 相談者の訴えを十分に聴き入っているか</b></p> <p>相談者が十分に話し終わっていない段階で相談員が話し始めていないか、相談者の発言に相談員の声がかぶっていないか、相談者の発言内容に構わず相談員が話し続けているか、など</p>		
<p><b>11. 相談者の体験やそれからくる感情を受けとめながら聴いているか</b></p> <p>「…と思われたのですね」など体験や感情に焦点を当て相談者が表現したそのままの言葉で返したり、別の言葉で言い換えたりして理解していることを伝えているか 相談者の体験や感情の表出に対し「でも」、「けれども」などの否定的な言葉を使って返していないか</p>		
<p><b>相談者の状況を的確に把握し確認しているか (ニーズにつながる広がり聞き取ることができているかを評価する)</b></p>		
<p><b>12. 相談者を適確に把握するための知識を十分に活用した対応ができているか</b></p> <p>がんに関する医学的知識、がん患者・家族の心理・社会的状況、医療者や家族等との関係で生じやすい現象等の知識を備え、それらを意識して活用し相談者を把握しようとしているか。また、相談員の役割や限界、自身の力量を自覚しつつ最善の対応をしているか</p>		
<p><b>13. 相談者の状況を、直接相談者に確認しながら把握しているか</b> (例：治療内容、療養環境、患者自身の意見、医療者との関係、家族関係など)</p> <p>5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)を用いたオープンクエスチョンを使い、相談者が自ら語るように促して支援に必要な情報収集ができているか</p>		
<p><b>14. 相談員が把握した相談者の状況や、感情を要約し、相談者に直接確認しているか</b></p> <p>例えば、今までのお話から、〇〇〇ということなんですね」などポイントを整理し、相談の背景や質問の内容などを要約して確認する</p>		

* 複数のトピックがあり評価がわかれるときには平均をとる *2以下は改善案を具体的にあげる できている (改善する箇所がない) =3、概ねできているが改善できる箇所がある=2、あまりできていない=1、できていない=0、非該当=/ (スラッシュ)		
アセスメントを行い、相談者のニーズを的確に捉えているか		
15. 相談者の主訴 (表面的な質問、単発的な質問など) とニーズ (相談者がこの相談の中で本当に聞きたいこと、相談者が困っている真の原因など) を、右記に挙げてください ※ No.15の評価は、No.16、17で行う  ここでは、主訴を「相談者が語った質問、疑問、心配事」、ニーズを「語られなかった本当の困りごと、相談に至った真の原因」と定義する。 相談のプロセスで相談者と相談員とがニーズを明確化、共有化できた場合には、ニーズが主訴として表現されると考える。	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
16. 相談員が把握した相談者の主訴とニーズを、相談者に直接確認しているか ※No.15で列挙した主訴とニーズの数だけ評価 (16.評価基準)  相談者が使った言葉や言い換えを用いて確認している =3 同じ言葉では確認していないが、 話題はお互いで共有され話がかみ合っている =2 同じ言葉で確認しているが、話題がお互いで共有されていない =1 相談者が主訴やニーズを訴えているのにスルーしてしまっている =0	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
適切な情報支援を行っているか		
17. 主訴とニーズに対し適切に対応しているか ※No.15で列挙した主訴とニーズの数だけ評価する	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
18. 相談者が理解できる言葉で情報提供を行っているか 相談者のヘルスリテラシーに合わせ、わかりやすい言葉、量、深さで情報提供している、反応を確認しながら提供する情報を調整している、など		
19. 主治医と患者・家族との関係を把握し、主治医との関係が良好になるような支援をしているか 医師の言動や考え方の客観的な解釈、多忙な医師とのより良いつきあい方、他の家族と医師とのより良いつきあい方などの提案など (19.評価基準) 主治医との関係を確認して、関係を良好にするよう働きかけている =3 主治医との関係を確認しているが、 関係を良好にするための働きかけが不十分 =2 主治医との関係を確認していない =1 明らかに主治医との関係に問題があるにも関わらず、 改善するよう働きかけていない =0		
20. 相談者自身が自力で行動したり判断したりするための情報支援を行っているか 相談者が主体的に意思決定・行動できるような対話を重ねている。例えば、大切にしていることを顕在化できるような質問をする、医師に質問したほうが良い場合には何をどのように質問するか具体案を提案する、など		

II. 相談者の反応		点数	評価と根拠を明記
「1」以上なら相談場所としての存在意義があったという基準。著しい問題があれば「0」			
1) 相談員に電話をかけた意図が十分に伝わり、満足がいく支援を受けたという反応があったか よい反応があった=2、特に反応はなかった=1、悪い反応があった=0			
相談員に受け入れられ、理解されたと感じたか			
1. 相談者の体験や感情、相談したい内容が相談員に十分に伝わったという反応があったか。 警戒心がなくなった、話がどんどん沸き出てきた、話が尽きた、感情表現が多数みられた、など。十分に伝わっていない例として、同じ質問を繰り返している、相談者と相談員との会話がみ合っていない、相談員の発言の途中で話し始めている、などがある			
抱えている状況や感情を相談者自身が整理でき、何らかの方向性を見出すことができたか			
2. 相談者が今おかれている状況を理解したという反応があったか。 「今の私は〇〇という状況なんです、だから〇〇という治療を受けているんです」など			
3. 提供された情報に納得したという反応があったか。 メモを取る、何度も聞き返す、確認する、など			
4. 今後行うべき具体的な行動が述べられたか。 「主治医にこう聞くんなんです、患者さんにこんなことをしてあげることが出来るんです」など			
2) 相談者は相談全体に満足できたか よい反応があった=2、特に反応はなかった=1、悪い反応があった=0			
5. 声のトーンに変化があったか。 明るくなった、張りが出てきた、など			
6. この電話相談を利用してよかったという反応があったか。 表面的な感謝の言葉や、相談を早く終わらせようとするときのお礼の言葉などは除く			
7. 今後も相談しようという反応があったか。 再度電話するときの方法を尋ねる、次回の相談時に指名するために相談員の名前を尋ねる、等			
III. 相談の総合評価			
●本事例から得られた学び			
●本相談事例から見出された組織として取り組むべき課題、課題解決に向けた計画を記載			